

平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結等の概要

国立国会図書館

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）第8条第1項の規定に基づき、平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結等の概要をとりまとめたので、公表する。

1. 平成19年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定）に基づき、平成20年度からの温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の本格的な実施に向け、具体的な運用を定めるなどの取組を行った。

2. 環境配慮契約の締結状況

平成19年度には環境配慮契約の締結は行わなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

平成20年度以降の自動車の購入に係る契約について、総合評価落札方式を導入する方向で検討を始めた。